

大和市告示第15号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年大和市条例第11号）第11条第2項及び第4項並びに第18条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

令和3年2月9日

大和市長 大木 哲

1 自転車等を移動した日等

| 自転車等を移動した日 | 移動した自転車等の台数 | | 自転車等が放置されていた場所 | 自転車等の保管場所 |
|-------------------|-------------|---------|--|---------------|
| | 自転車 | 原動機付自転車 | | |
| 令和3年1月1日から同月31日まで | 0台 | 0台 | つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域 | 大和市鶴間一丁目21番4号 |
| 同上 | 5 | 0 | 中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同上 |
| 同上 | 3 | 0 | 南林間駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同上 |
| 同上 | 1 | 0 | 鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同上 |
| 同上 | 5 | 0 | 大和駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同上 |
| 同上 | 1 | 0 | 桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同上 |
| 同上 | 1 | 0 | 高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同上 |
| 同上 | 0 | 0 | 相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同上 |
| 同上 | 8 | 0 | 大和市下鶴間、鶴間二丁目、深見、中央二丁目及び四丁目、上和田並びに下和田地内の公共の場所 | 同上 |
| 同上 | 1 | 0 | 大和駅プロムナード自転車駐車場 | 同上 |

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して60日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引取場所

大和市鶴間一丁目21番4号

(2) 引取日時

次に掲げる日を除く日の午後1時から午後4時まで

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 1台につき2,000円

原動機付自転車 1台につき4,000円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市都市施設部道路安全対策課